

鳥取県市場参入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県市場参入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) トライアル発注対象製品等 トライアル発注推進事業実施要綱（平成19年8月14日付第200700068066号鳥取県商工労働部長通知）に基づき選定された物品、ソフトウェア、システム及び技術をいう。
- (2) クラウドファンディング インターネットを通じて、不特定多数の者から資金提供を受けることをいう。
- (3) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングによる資金提供のためのウェブサイト等の運営及びサービスを提供する事業者で、一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員である者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、クラウドファンディングの活用等を支援することにより、トライアル発注対象製品等の早期市場獲得及び県内発の製品・特色のある技術等の販路開拓に資することを目的に交付する。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) トライアル発注対象製品等が、現にトライアル発注対象製品等登録簿（以下「登録簿」という。）に掲載されている者であること。
- (2) トライアル発注対象製品等が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 県からの発注実績があり、使用后評価を受けていること
 - イ 登録簿に掲載後、6か月を経過していること
- (3) 地方公共団体又は公的業務を担う者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じて、補助対象者が行う補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額と同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補

助対象としないものとする。

- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択）

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書及び第2号による補助事業収支予算書を、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の補助事業実施計画書等の提出があったときは、検討会等に諮り、その評価、意見、助言等を参考に採択の可否を決定するものとする。
- 3 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

（交付申請の時期等）

- 第7条 知事は、前条第2項に規定する採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。
- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
- 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

（交付決定の時期等）

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - （1）別表の第1欄に掲げる補助事業の区分ごとの本補助金の額の増額を伴う変更
 - （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（実績報告の時期等）

- 第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から起算して20日を経過する日
 - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

（補助金の支払）

- 第11条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。

- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第8号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(補助金の交付停止等)

第12条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第8条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告等)

第13条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第14条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

別表（第5条、第9条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金 上限額	6 補助対象期間
(1) クラウドファンディング活用事業	第4条に規定する要件を満たす者	クラウドファンディング仲介事業者に支払う費用等	2分の1	200千円	交付決定日から交付決定日の属する年度の3月末日まで
(2) クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業		クラウドファンディングサイトの作成代行サービスに係る費用等		150千円	

(注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

3 補助金の額は補助事業の区分ごとに算定し、算定された補助金の額の端数処理（千円未満切捨）も、補助事業の区分ごとに行うものとする。

様式第1号（第6条、第7条、第9条関係）

鳥取県市場参入支援事業補助金 補助事業（変更）実施計画書

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

- (注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 役員名

役職名	氏名	フリガナ

- (注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

(3) 経営状況等（直近2期分の実績）

（単位：千円）

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

- (注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(4) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

(5) 誓約事項

事業実施に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。	
誓約	項目
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者ではないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

- (注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

2 他の支援措置（補助金等）の活用

有 ・ 無	
-------	--

- (注) 1 国、県、市町村、各支援機関等の他の支援措置（補助金等）を活用する場合、有に○をつけること。活用しない場合は無に○をつけること。
2 「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定（希望）額、当該措置に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 実施内容

(1) 補助対象期間	開始	交付決定日	終了	年 月 日 ※交付決定日の属する年度の3月末日まで
(2) 補助事業の区分	※実施する補助事業の区分を○で囲んでください。 ア クラウドファンディング活用事業 イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業			
(3) 製品等名称				
(4) 調達目標額	※クラウドファンディングによる調達目標額を記載してください。			
(5) 事業概要	※クラウドファンディングの対象とする事業の概要を(2)の補助事業の区分ごとに記載してください。			
(6) クラウドファンディングの内容 ア 製品等の概要				
イ 製品等のセールスポイント(独自性等)				
ウ 資金提供者の想定ターゲット(地域、市場、属性等)				
(7) 調達目標額達成に向けた取組 ア 資金提供者に伝えたい思い(共感を得たいポイント)				

イ 今回の取組を広く知ってもらうための工夫	
ウ 資金提供者への返礼品等の内容や工夫	
(8) 実施体制	※クラウドファンディングの対象とする事業に従事する従業員等の数、役割、関係機関との連携等について記載してください。
(9) 事業実施スケジュール	
(10) クラウドファンディング終了後の展望 ア 販売方法及びビジネスモデルの概要	
イ 製品等の改良・提供体制	※クラウドファンディング終了後の製品等の改良体制、生産体制、サービス提供体制等について記載してください。

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

(添付書類)

- 1 定款又は事業者の概要が分かる資料等
- 2 決算書(直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。)
- 3 実施内容についての参考資料類
- 4 (※鳥取県の課税対象者となる場合)鳥取県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことが確認できる書類(納税証明書等)

補助事業（変更）収支予算書

1 補助事業の区分 ※いずれかを○で囲んでください。

ア クラウドファンディング活用事業

イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業

2 収入の部 (単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

3 支出の部 (単位：円)

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計					

※補助率1/2
※千円未満切捨

- (注) 1 本様式は「1 補助事業の区分」ごとに個別に作成すること。
 2 必要に応じて見積書等を添付すること。
 3 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
 4 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 5 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、県外 発注で無ければならない理由

様

職氏名

印

年度鳥取県市場参入支援事業補助金 [採択 ・ 不採択] 通知書

年 月 日付で提出のあった鳥取県市場参入支援事業補助金に係る補助事業実施計画については、検討の結果、 [採択 ・ 不採択] とすることとしますので、鳥取県市場参入支援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付第202100303924号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の区分

（採択の場合）

2 採択額 金 円
（補助事業の区分ごとの内訳 ）

3 その他

※一部のみ採択する場合はその詳細及び理由等を記載すること。
※交付申請書提出期限等を記載すること。

（不採択の場合）

2 不採択とする理由等

様

職氏名

印

年度鳥取県市場参入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県市場参入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円
(補助事業の区分ごとの内訳)

(2) 交付決定額 金 円
(補助事業の区分ごとの内訳)

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県市場参入支援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付第202100303924号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県市場参入支援事業補助金 補助事業実施報告書

1 補助事業者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
 2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

2 実施内容

(1) 補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日 ※交付決定日の属する年度の3月末日まで
(2) 補助事業の区分	※実施した補助事業の区分を○で囲んでください。 ア クラウドファンディング活用事業 イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業			
(3) 製品等名称				
(4) 調達額	※クラウドファンディングによる調達額を記載してください。			
(5) 事業実施内容	※事業実施内容を(2)の補助事業の区分ごとに記載してください。			
(6) 製品等（返礼品）の販売（提供）結果	※製品等（返礼品）の販売（提供）結果（数量、額等）を記載してください。			
(7) 事業成果（見込み含む）	※事業成果については可能な限り定量的に記載してください。（外部からの問合せ件数の増加、協業の申し出件数の増加等）			
(8) 事業実施後の改善点				

<p>(9) クラウドファンディング終了後の展望 ア 販売方法及びビジネスモデルの概要</p>	
<p>イ 製品等の改良・提供体制</p>	<p>※クラウドファンディング終了後の製品等の改良体制、生産体制、サービス提供体制等について記載してください。</p>

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの

補助事業収支決算書

1 補助事業の区分 ※いずれかを○で囲んでください。

ア クラウドファンディング活用事業

イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業

2 収入の部 (単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

3 支出の部 (単位：円)

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経 費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計					

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注) 1 本様式は「1 補助事業の区分」ごとに個別に作成すること。
 2 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県市場参入支援事業補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る鳥取県市場参入支援事業補助金について、鳥取県市場参入支援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付第202100303924号鳥取県商工労働部長通知）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円 (補助事業の区分ごとの内訳)
概算払希望額	円 (補助事業の区分ごとの内訳)
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他 () 口座情報：(店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所（口座名義人） _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

第 年 月 号
年 月 日

様

職氏名



年度鳥取県市場参入支援事業補助金概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び年 月 日付 第 号で変更交付決定）
を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和
32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------|---|---|
| 1 | 交付決定額
（補助事業の区分ごとの内訳） | 円 | ） |
| 2 | 概算払額
（補助事業の区分ごとの内訳） | 円 | ） |
| 3 | 残 額
（補助事業の区分ごとの内訳） | 円 | ） |

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県市場参入支援事業補助金の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る鳥取県市場参入支援補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第20条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

（単位：円）

補助金等の名称	鳥取県市場参入支援事業補助金
補助事業の区分	※該当する補助事業を○で囲んでください。 ア クラウドファンディング活用事業 イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業
交付決定通知年月日及び 番号	※変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	(補助事業の区分ごとの内訳)
支払時期・支払額の変更希望内容又は 支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は 支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

様式第9号（別紙様式）

経費支出計画書

1 補助事業の区分 ※いずれかを○で囲んでください。

ア クラウドファンディング活用事業

イ クラウドファンディングサイト作成代行サービス活用事業

2 支出計画表

(単位：円)

事業区分・費目	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

- (注) 1 本様式は「1 補助事業の区分」ごとに個別に作成すること。
2 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
3 必要に応じて行を増やして使用すること。